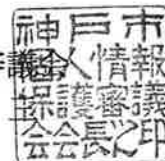




答申第501号
平成27年9月11日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成27年9月4日付け神企情第3134号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

統合宛名システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号法に基づき、平成29年7月に開始される地方公共団体間の情報提供ネットワークによる情報連携にあたり、神戸市と中間サーバーとの接続接点を、統合宛名システムのみとして構築することは、特定個人情報に対する高度なセキュリティが確保でき、公益上必要と認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

統合宛名システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【データ項目】

(特定個人情報項目)

統合宛名番号 (中間サーバーと団体間でのシステム連携に利用する制度
個人番号に紐付いた番号)

制度個人番号 (本人に通知される国が定めた 1 個人に 1 つの番号)

業務宛名番号 (既存業務システムが付番する, 業務ごとの管理番号)

世帯番号

氏名 (漢字・カナ・アルファベット)

通称名 (漢字・カナ)

生年月日

性別

現住所_郵便番号

現住所_全国町字コード

現住所_住所

現住所_方書

届出年月日 (最新異動日・消除年月日)

異動年月日 (最新異動日・消除年月日)

異動事由

開始年月日

終了年月日

◎DV 該当者フラグ (DV 該当有無を識別するフラグ)